

# 令和2年 第10回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和2年10月26日 午後1時59分から2時59分
2. 開催場所 坂戸市役所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 11名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	高橋 光行	出		7	黒川 英巳	出	
2	林 真由美	出		8	根本 武男	出	
3	市川 武夫	出		9	小島 保	出	
4	石川 猛	出		10	松永 貴夫	出	
5	中里 和子	出		11	斉藤 貴作	出	
6	武藤 恭久	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	宇津木 一昭	出		16	齊藤 直志	出	
13	鹿ノ戸 健次	出		17	山崎 好典	出	
14	栗原 昇	出		18	亀田 康好	出	
15	清水 定人	出		19	森田 和夫	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	田隴 佳秀	係長	林 信久
課長補佐	川島 豪	主任	藤野 泰弘

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和2年第10回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 根本 武男      委員 小島 保

## 11. 議決事項及び議事の要領

### 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1、2 番案件については、譲受人が同一人ですので一括で説明します。譲受人は、譲渡人の甥になります。譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、耕作が難しくなったため、実家で両親とともに農業を行っている譲受人に申請地を譲渡するものです。譲受人の所有農地の一部に貸付農地がありますが、これは地域の担い手に利用権設定により貸付けを行っているもので、全部耕作要件の対象外となります。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されており、譲受人の経営地に不耕作地はなく、取得後の営農見込みは有りです。また、50a 要件を満たしており、不許可の要件を規定する農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1、2 番 勝呂地区 宇津木推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1、2 番の譲渡人は、申請地を相続により取得しましたが、2 人とも市外に住んでおり、耕作が難しいため、利用権設定により貸付けを行っていましたが、耕作者より高齢を理由に返されてしまったため、譲受人の父親である兄に相談した結果、今回の申請に至ったものです。譲受人は、両親と 3 人で稲作を中心に農業経営を行っており、地域でも中心的な担い手となっていることから、小委員会では、申請地の取得については、特に問題はないとの意見でしたので、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 3 条の説明が終わりました。質疑等はございますか。

議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

1 番及び 2 番案件は、許可と決定したいと思います。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第 40 号、1・2 番案件は許可と決定します。

### 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長 議案第 41 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の 1 から 4 番の案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1 番案件の譲受人は、川越市のアパートに妻と 2 人で住んでいますが、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、妻の実家が川越市にあり、また、友人が東坂戸団地に住んでおりいずれも行き来がしやすいこと。2 人の職場が川越市とふじみ野市で通勤が可能であること。3 台分の駐車スペースが確保できること等です。現地確認の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は 10a 未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第 2 種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可基準に適合して

いると考えます。

2番案件の譲受人は、川越市のアパートに妻と2人で住んでいますが、結婚後、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、川島町の職場まで約10分通勤時間が短縮できること。妻の実家の所沢まで圏央道を利用し約30分で行き来ができること。また、川島町の職場周辺は、ハザードマップの浸水区域となっており住宅建築には不向きですが、申請地は浸水の危険が少ないこと。2台分の駐車スペースが確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準は、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、融資及び自己資金で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の譲受人は、坂戸市関間の戸建て住宅に妻と子の3人で住んでいますが、子供の広汎性発達障害及び双極性障害が3年前に発覚し、今年の10月から障害者年金を受給しています。病気の治療には、人込みを避け静かな環境での療養が必要とされておりますが、現在の住居は駅に近いうえに線路沿いであり、早朝より深夜まで、電車の騒音が絶えず、静かな環境とは言えないため住宅と土地を売却し、静かな環境で生活するため申請地に自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、子が坂戸市社会福祉協議会から仕事の斡旋を受けており、人間関係がようやく築けたため、新たな場所で一から始めることは避けるため坂戸市内であること。鎌倉町に娘夫婦が住んでおり行き来がしやすいこと。騒音があまりなく静かな環境であること。車2台分の駐車スペースが確保できること等です。なお、申請地は、県道に面していますが、騒音はあまりなく静かな環境であるとのことです。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は10ha未満の集団的に存在する農地内に位置するため、第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準では、資力については、全額を自己資金で賄い、申請地の住宅建築の妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の譲受人は、夫婦で鶴ヶ島市のアパートに住んでいますが、結婚後、家財道具が増え手狭になったため、自己用住宅の建築を計画しました。

申請地の選定理由は、譲渡人と譲受人の妻は親子で、実家が申請地の隣りで行き来が容易であること。それぞれの職場が川越市と坂戸市にあり通勤が容易であること。交通量が少なく自然が豊かで住みやすいこと。3台分の駐車スペースが確保できること等です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。なお、現地にブロック塀がありましたが、農地を保全するためのもので特に問題はないと考えます。

農地転用許可基準の立地基準ですが、申請地は、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置するため、第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が不許可の例外の「地域の農業の振興に資する施設」を規定する農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準では、資力については、全額を融資で賄い、申請地の住宅建築の

妨げとなる権利を有する者はなく、生活排水は、合併浄化槽を経て側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないと考えます。

以上のことから農地法第5条第2号各号に該当しないことから、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。

1、2番 三芳野地区 中里委員 3番 勝呂地区 小島委員  
4番 大家地区 市川委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件は、先月審議していただいた土地の隣接地で所有者は同一人です。申請地は、子と母の共有ですが、以前は母親が庭畑として野菜を栽培していましたが、高齢になり耕作ができなくなりました。また、子も病気のため維持管理ができないため売却するものです。周辺は住宅で囲まれており周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

2番案件の譲渡人は、申請地を庭畑として長年野菜を作っていましたが、高齢になり、耕作ができなくなったため申請地を売却するものです。申請地の周辺には農地が点在しておりますが、生活排水については、合併浄化槽で処理し側溝放流となっており、周辺農地の営農に支障を及ぼすことはないことから、小委員では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

3番案件の譲受人は関間に住んでいますが、3年前に子供の障害が発覚し、静かな場所での療養が必要なことから今住んでいる自宅を売却し、あらたに申請地に住宅を建築するものです。周辺には、今年になり転用により自己用住宅を建築したものが数軒あり、生活排水については側溝放流となっているため、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

4番案件は、譲渡人の娘夫婦が実家の隣接地に自己用住宅を建築するものです。住宅建築に際しては、近隣で候補地を探しましたが適地がなかったため、父親に相談したところ申請地に農家分家住宅建築することとなったものです。申請地は、第1種農地で周辺に農地が広がっていますが、申請地は、北側を除く3方向は道路に接しており、生活排水は側溝放流となっているため、周辺農地の営農に支障を及ぼすおそれはないことから、小委員会では転用はやむを得ないとの意見でしたので、ご審議をよろしくをお願いします。

議長 5条の説明が終わりました。質疑等はございますか。

議長 質疑等が無いようですので、採決を行います。

1から4番案件は、許可相当と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。よって、議案第41号、1から4番案件は許可相当と決定します。

#### 議案第42号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議長 議案第42号 農用地利用集積計画（案）の決定について事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

10月分の農用地利用権設定申出は、一般分、新規4件、5筆、面積7,532㎡です。

11月1日設定後の利用集積面積は、2,706,560.15㎡となります。N01はソバを、それ以外は水稲を栽培するため利用権設定で、N02以外は法人による利用権設定です。各申出とも経営面積、従事日数など、農業経営基盤促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

- 議 長 農用地利用集積計画（案）の説明が終わりました。ご質疑等がございますか。
- 議 長 質疑等が無いようですので、採決を行います。  
農用地利用集積計画（案）決定については、原案のとおり決定したいと思います  
が、賛成の農業委員は挙手をお願いします。
- 議 長 全員一致と認めます。よって、議案第 42 号は、原案のとおり決定いたします。

#### 報告第 15 号 専決処分の報告について

- 議 長 報告第 15 号 専決処分の報告について事務局より説明してください。
- 事務局 今月の専決処分は、農地法第 3 条の届出 2 件、第 4 条の農地転用届出 1 件、第 5 条の農地転用届出 4 件です。内容については、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

#### 報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号に係る事業計画について

- 議 長 質問が無いようですので、報告第 16 号 農地法第 5 条第 1 項第 8 号に係る事業計画について事務局より説明してください。
- 【事業計画書を朗読し、案内により対象地の説明】
- 事務局 坂戸、鶴ヶ島水道企業団が排水本管の布設替工事に際し、資材置場として農地を一時借用するものです。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。ご質問はございますか。

#### 次第 4 その他

- 議 長 次第 4 その他について、事務局より説明してください。
- 事務局 その他について、資料により説明します。  
(資料により説明)
- 議 長 その他について、委員さんから何かありますか。  
(質問・意見なし)

#### 12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事が総て終了したため、令和 2 年第 10 回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 2 年 1 0 月 2 6 日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員